久喜市健康福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月６日

久喜市長　黄志　信雄

久喜市条例第３２号

久喜市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

久喜市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

久喜市健康福祉センター条例（平成２２年久喜市条例第１１３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「図る」の次に「とともに、市民の相互交流に資する」を加える。

第３条第２号を次のように改める。

（２）　センターの施設の利用に関すること。

第３条中第３号を削り、第４号を第３号とする。

第４条及び第５条を次のように改める。

（休館日等）

第４条　センターの休館日及び利用時間は、規則で定める。

（利用の許可）

第５条　センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

２　市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付すことができる。

第６条中第４号を削り、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２）　営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。

第６条に次の１号を加える。

（６）　その他市長が適当でないと認めたとき。

第８条を次のように改める。

（利用権の譲渡等の禁止）

第８条　第５条第１項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第１２条を第１４条とし、同条の前に次の１条を加える。

（損害賠償の義務）

第１３条　利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第１１条を第１２条とする。

第１０条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「使用料を」の次に「減額し、又は」を加え、同条を第１１条とする。

第９条第１項中「別表第１」を「別表」に改め、同項ただし書を削り、同条第２項を削り、同条を第１０条とする。

第８条の次に次の１条を加える。

（許可の取消し等）

第９条　市長は、第５条第１項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を停止し、又は取り消すことができる。

（１）　不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

（２）　利用許可の条件に違反したとき。

２　市長は、第５条第１項の許可を受けた者が前項各号のいずれかに該当する理由によりその処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、この補償の責めを負わない。

附則中第２項の前の見出し及び同項から第５項までを削り、第６項を第２項とする。

別表第１を次のように改める。

別表（第１０条関係）

施設名	単位	金額
大広間	１時間	３００円
会議室	１時間	３００円
トレーニングルーム	１回	２００円

別表第２を削る。

附　則

この条例は、令和８年１２月１日から施行する。